平成２１年（フ）第４０８号
滋賀県甲賀市甲南町新治2066番地２　フィールドハイツ甲南203、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘２丁目11番地９
債務者　伊室美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２２号
大津市本丸町６番14―203号
債務者　守川美佳子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２４号
大津市松本１丁目８番８号　富士マンション202、住民票上の住所大津市昭和町14番24号田上方
債務者　八木　君代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３９号
滋賀県甲賀市甲南町新治2112番地　グリーンタウン國本Ｆ棟102号、前住所滋賀県甲賀市甲南町新治2099番地
債務者　髙嶋　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４０号
滋賀県草津市若竹町２―27　Ｎマンション402号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市上田町1393番地
債務者　小西　康彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６１号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2746番地24
債務者　松永　美保
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９９号
大津市北大路３丁目25番32―111号
債務者　小柳　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５００号
大津市北大路３丁目25番32―111号
債務者　小柳　直泰
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１２号
滋賀県野洲市小篠原2013番地２　田中ビル２Ｆ
債務者　塩見　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０７号
兵庫県西宮市五月ヶ丘８番５―403号
債務者　中村　信策
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４９号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目13番19号
債務者　﨑山　泰代
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９９号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目17番地の１東園田団地１号棟404
債務者　岸本　公子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目２番10号
債務者　長迫　　勲
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市車崎２丁目７番12号
債務者　吉原　由香
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３９号
兵庫県高砂市時光寺町４番24号
債務者　井上　順一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４０号
兵庫県高砂市時光寺町４番24号
債務者　井上　和代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田27番地３
債務者　藤井　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部